

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
利根川ダム統合管理事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 ハッ場ダム管内整備工事
工事地名	群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯地先他

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	12) 設計年月	令和 8年 3月
2) 事務所名	利根川ダム統合管理事務所 管理課	13) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026010001	14) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	15) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	16) 前請負工事費	0
6) 主工種	河川維持工事	17) 前請負代金額	0
7) 工事量	一式	18) 調整区分	0
8) 工期	365日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 9年 3月 31日 (0回変更) 至 年 月 日	19) 共通仮設費対象額	
9) 施工県	群馬県	20) 現場管理費対象額	
10) 地区	長野原地区	21) 一般管理費等対象額	
11) 河川・路線	ハッ場ダム	22) 処分費等	2,576,000
		23) 公告日	令和 8年 1月 30日
		24) 入札締切日	年 月 日
舗装工	1		
除草工	1		
立木伐採工	1		
雑工	1		
			式 式 式 式

3. 予算科目

1) 予算科目： 河川整備事業費	2) 目： 堰堤維持費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名： ハッ場ダム
---------------------	----------------	-----------------	------------------

設計内訳書

工事名	R 8 ハッ場ダム管内整備工事 (当初)					事業区分	河川維持・修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
河川維持		式	1		36,724,322				
舗装工		式	1		6,257,800				
アスファルト舗装工		式	1		6,257,800				
床掘り	土砂	式	1		72,030			内-1号	
上層路盤	粒度調整砕石 M-30 仕上り厚 100mm	m2	2,000	883.4	1,766,800			単-1号	
表層	再生密粒度アスコン(20)舗装厚 50mm 3.0m超	m2	2,000	2,034	4,068,000			単-2号	
残土処理		式	1		350,970			内-2号	
除草工		式	1		2,245,200				
除草工		式	1		2,245,200				
除草		m2	24,000	49.37	1,184,880			単-3号	
集草・運搬	L=4.0km以下	m2	24,000	44.18	1,060,320			単-4号	
立木伐採工		式	1		7,834,582				

設計内訳書

工事名	R 8 ハッ場ダム管内整備工事 (当初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
伐採除根工		式	1		7,834,582				
伐木		m2	32,200	67.71	2,180,262			単-5号	
集積積込み		m2	32,200	61.16	1,969,352			単-6号	
伐木運搬	L=12.0km以下	m3	644	1,722	1,108,968			単-7号	
処分費	枝葉・幹	m3	644	4,000	2,576,000			単-8号	
雑工		式	1		20,386,740				
雑工		式	1		20,386,740				
雑工		式	1		20,386,740			内-3号	
直接工事費		式	1		36,724,322				
共通仮設費		式	1		2,989,000				
共通仮設費		式	1		416,000				
現場環境改善費 (率計上)		式	1		416,000				

設計内訳書

工事名	R 8 ハッ場ダム管内整備工事 (当初)					事業区分	河川維持・修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式	1		2,573,000				
純工事費		式	1		39,713,322				
現場管理費		式	1		12,775,000				
工事原価		式	1		52,488,322				
一般管理費等		式	1		9,481,678				
工事価格		式	1		61,970,000				
消費税相当額		式	1		6,197,000				
工事費計		式	1		68,167,000				

一式当たり内訳書

床掘り

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m ³	300	240.1	72,030			
合 計					72,030			

一式当たり内訳書

残土処理

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ハック砂山積0.8m ³ (平積0.6m ³) 土砂(岩塊・玉石混り土含む)無し 5.5km以下	m ³	300	1,045	313,500			
整地	残土受入れ地での処理	m ³	300	124.9	37,470			
合 計					350,970			

1次単価表

						単価使用年月	2026. 3	
						歩掛使用年月	2026. 3	
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単一1号	上層路盤	粒度調整砕石 M-30 仕上り厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価	883.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤（車道・路肩部）		粒度調整砕石 M-30 100mm 1層施工 全ての費用	m 2	1	883.4	883.4		
計						883.4		
単価						883.4	円/m2	

						単価使用年月	2026. 3	
						歩掛使用年月	2026. 3	
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単一2号	表層	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	2,034
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層（車道・路肩部）		3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン（20） プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	2,034	2,034		
計						2,034		
単価						2,034	円/m2	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一3号	除草		単位	m2	数量		1	単価	49.37
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
除草		肩掛式(カッタ径255mm) 有り	m 2	1	49.37	49.37			
	計					49.37			
	単価					49.37	円/m2		

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一4号	集草・運搬	L=4.0km以下	単位	m2	数量	1	単価	44.18
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
集草		人力	m 2	1	24.68	24.68		
積込・荷卸		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)(梱包無し)	m 2	1	15.49	15.49		
運搬(堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 無し 4.0km以下 全ての費用	m 2	1	4.01	4.01		
計						44.18		
単価						44.18	円/m2	

1 次単価表

							単価使用年月	2026. 3	
							歩掛使用年月	2026. 3	
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単一5号	伐木		単位	m2	数量		1	単価	67.71
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
伐木・伐竹（伐木除根）		伐木(人力施工:粗)(10本/100m2未満)	m 2	1	67.71	67.71			
計						67.71			
単価						67.71	円/m2		

							単価使用年月	2026. 3	
							歩掛使用年月	2026. 3	
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単一6号	集積積込み		単位	m2	数量		1	単価	61.16
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
集積積込み（機械施工）（伐木除根）		無し 全ての費用	m 2	1	61.16	61.16			
計						61.16			
単価						61.16	円/m2		

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一7号	伐木運搬	L=12.0km以下	単位	m3	数量	1	単価	1,722
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運搬（伐木除根）	機械施工 無し 無し 12.0km以下 全ての費用	m 3	1	1,722	1,722		
	計					1,722		
	単価					1,722	円/m3	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一8号	処分費	枝葉・幹	単位	m3	数量	100	単価	4,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	処分費（m 3）		m 3	100	4,000	400,000		
	計					400,000		
	単価					4,000	円/m3	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	単価	金額	単価	4,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
処分費	枝葉・幹	m ³	100	4,000	400,000			
計					400,000			
単価					4,000	円/m ³		

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

管理維持修繕等		単位	式	数量	単価	金額	単価	20,386,740
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
普通作業員		人	790	25,806	20,386,740			
計					20,386,740			
単価					20,386,740	円/式		

R 8 ハッ場ダム管内整備工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	36,724,322		
(2)共通仮設費 -----	2,989,000		
(3)純工事費 -----	39,713,322		
(1)+(2)			
(4)現場管理費 -----	12,775,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0	(16)工場製作純工事費 -----	0
		(17)工場管理費 -----	0
(6)工事原価 -----	52,488,322	(18)工場製作原価 -----	0
(3)+(4)+(5)+(18)		(16)+(17)	
(7')一般管理費等(計上額) -----	9,481,678	((7)一般管理費等(計算額) -----	9,483,512
(8')その他費目計 -----	0		
(9)業務委託料等 -----	0		
(10)工事価格 -----	61,970,000		
(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)			
(11)消費税相当額 -----	6,197,000		
(12)請負工事価格 -----	68,167,000		
(10)+(11)			
(13)入札書比較価格 -----	61,970,000		
(請負工事費の100/110)			
(14)調査基準価格 -----	61,875,000		
(15)調査基準価格の100/110 -----	56,250,000		
(万円未満切り捨て)			

[I] 一般管理費等

一般管理費等の計算

$$\begin{array}{l}
 \text{(7)一般管理費等} \\
 \boxed{9,483,512} = \boxed{51,014,051} \times \left(\frac{\boxed{18.55} \times \boxed{1}}{\text{※1)}} \right) \times 1 / 100 + \boxed{51,014,051} \times \boxed{0.04} \times 1 / 100 \\
 \text{一般管理費等対象} \quad \text{※4) 一般管理費等率} \quad \text{前払い金による} \quad \text{一般管理費等対象} \quad \text{契約保証に} \\
 \text{工事原価} \quad \text{工事原価} \quad \text{補正係数} \quad \text{工事原価} \quad \text{係る補正率}
 \end{array}$$

※1) 補正後の一般管理費等率の桁数は小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。

※4) 一般管理費等率において財団法人に発注する場合は90/100とする。

一般管理費等の計算 (随意契約で調整計算を行う場合)

$$\begin{array}{l}
 \text{(7)一般管理費等} \\
 \boxed{} = \boxed{} \times \left(\frac{\boxed{} \times \boxed{}}{\text{※1)}} \right) \times 1 / 100 \\
 \text{(19)合算一般管理費等} \quad \text{合算額に対する} \quad \text{※2) 前払い金による} \\
 \text{対象工事原価} \quad \text{一般管理費等率} \quad \text{補正係数} \\
 \text{追加工事における一般管理費等対象} \quad \text{追加工事の契約保証に} \\
 \text{工事原価} \quad \text{係る補正率} \quad \text{※3) 現工事の一般管理費等} \\
 + \boxed{} \times \boxed{} \times 1 / 100 - \boxed{}
 \end{array}$$

※2) 現工事と追加工事の前払い金による補正係数が異なる場合は、対象額の加重平均とする。

※3) 現工事の一般管理費等 (計算額) より契約保証に係る金額を除いた額とする。

$$\begin{array}{l}
 \text{(19)合算一般管理費等対象} \quad \text{当該追加工事の一般管理費等} \quad \text{現工事の一般管理費等} \\
 \text{工事原価} \quad \text{対象工事原価} \quad \text{対象工事原価} \\
 \boxed{} \cong \boxed{} + \boxed{}
 \end{array}$$

[II] 消費税相当額

消費税相当額の計算

$$\begin{array}{l}
 \text{(11)消費税相当額} \quad \text{(10)工事価格} \\
 \boxed{6,197,000} = \boxed{61,970,000} \times 10 / 100
 \end{array}$$

[Ⅲ] 調査基準価格

$$A = \frac{(\text{工場製作純工事費} - \text{間接労務費} + \text{直接工事費}) \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9}{+ (\text{工場管理費} + \text{現場管理費} + \text{工期延長に伴う現場維持費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.68}$$

$$= \frac{(\text{0} - \text{0} + \text{36,724,322}) \times 0.97 + (\text{0} + \text{2,989,000}) \times 0.9}{+ (\text{0} + \text{12,775,000} + \text{0}) \times 0.9 + \text{9,481,678} \times 0.68}$$

$$= \frac{\text{56,250,000}}{\text{0.9076972729}} \quad \text{※各}_\text{部は円未満切り捨て、Aは万円未満切り捨て}$$

$$(A) = A \times (110 / 100) / \text{工事費計}$$

$$= \frac{\text{56,250,000} \times (110 / 100)}{\text{68,167,000}}$$

$$= \text{0.9076972729} \quad \text{※小数第11位切り上げ}$$

$$(B) = 7.5 / 10 = 0.75$$

$$(C) = 9.2 / 10 = 0.92$$

$$(15) \text{調査基準価格の} \frac{100}{110} = \frac{(A) \text{又は} (B) \text{又は} (C)}{\text{工事費計}} \times \frac{100}{110}$$

$$= \frac{\text{0.9076972729} \times \text{68,167,000}}{\text{68,167,000}} \times \frac{100}{110}$$

$$= \frac{\text{56,250,000}}{\text{68,167,000}} \quad \text{※万円未満切り捨て}$$

$$(14) \text{調査基準価格} = \frac{\text{56,250,000}}{\text{68,167,000}} \times \frac{110}{100}$$

$$= \text{61,875,000}$$

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0				
対象工事費	36,724,322	直接工事費	36,724,322	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	2,576,000	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		1,474,271					
管理費区分1		0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分2, 7		0	（工場原価）				
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分9		0	（間接費非対象額）				
管理費区分T		1,474,271	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）				
対象額 支給品（＋）		0					
無償貸付機械評価額（＋）		0					
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		35,250,051	現工事	0	合算工事	0	
全処分費等を除く共通仮設費対象額		34,148,322		0		0	
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		7.3 %		0 %			
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1			
率（補正後）		7.3 %					
計上額		2,573,000		0		0	
比較結果							
	当該追加工事	A					
	0	0	調整工事計上額				0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	34,148,322	直接工事費	36,724,322		
非対象額計（－）	2,576,000				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	2,576,000	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	34,148,322	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.22 %		0 %		0 %
施工地域等補正		市街地以外			
率（補正後）	1.22 %				
計上額	416,000		0		0
比較結果					
当該追加工事	A			調整工事計上額	0
	0				

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					2,989,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	39,713,322	単独（追加工事）直接工事費	36,724,322	単独（追加工事）共通仮設費	2,989,000
非対象額計（－）	1,474,271				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,474,271	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	38,239,051	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	37,137,322		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	32.04 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0.4 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	33.41 %	（32.44% × 週休1.03）	0 %		
計上額	12,775,000		0		0
			3,953,686	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	利根川ダム統合管理事務所 管理課	工事番号	2026010001	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	主工種	河川維持工事	
	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官		

工事原価	52,488,322				
純工事費	39,713,322	現場管理費	12,775,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	1,474,271				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	1,474,271	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	51,014,051	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	49,912,322	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	51,014,051				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	18.55 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	9,481,678				
業務委託料等	0				
調査基準価格	61,875,000				
調査基準価格の100/110	56,250,000	（ 90.77 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 八 ッ 場 ダ ム 管 内 整 備 工 事

国土交通省 関東地方整備局
利根川ダム統合管理事務所 管理課

工事数量総括表

工事名	R 8 ハッ場ダム管内整備工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
河川維持		式		1		
舗装工		式		1		
アスファルト舗装工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
上層路盤	粒度調整碎石 M-30 仕上り厚 100m m	m2		2,000		
表層	再生密粒度アスコソ(20) 舗装厚 50m m 3.0m超	m2		2,000		
残土処理		式		1		
除草工		式		1		
除草工		式		1		
除草		m2		24,000		
集草・運搬	L=4.0km以下	m2		24,000		

工事数量総括表

工事名	R 8 ハッ場ダム管内整備工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
立木伐採工		式		1		
伐採除根工		式		1		
伐木		m2		32,200		
集積積込み		m2		32,200		
伐木運搬	L=12.0km以下	m3		644		
処分費	枝葉・幹	m3		644		
雑工		式		1		
雑工		式		1		
雑工		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ハッ場ダム管内整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 8 ハッ場ダム管内整備工事

特記仕様書

令和 8 年 1 月

利根川ダム統合管理事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙—1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
2. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。
3. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者(以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。
 - (1) 各工事の請負金額が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。
 - (2) 工事現場間の距離は、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
 - (3) 下請次数は3次までであること。
 - (4) 現場に連絡員(※)を配置していること。
※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。

※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

- (5) 施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。
- (6) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
- (7) 現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
- (8) 監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

- 2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
- 3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
- 4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第1項(3)～(6)について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。
- 5. 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

- 1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の(1)～(9)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用

した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例 2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は群馬県内の工事でなければならない。

(6) 専任特例 2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例 2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(9) 専任特例 2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事で行わなければならない。(※「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。)

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例 2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))

3) 専任特例 2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)

4. 本工事の監理技術者が専任特例 2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例 2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを

行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 群馬県吾妻郡長野原町 緯度 36° 33′ 35″ 経度 138° 42′ 58″

終点 群馬県吾妻郡長野原町 緯度 36° 33′ 02″ 経度 138° 38′ 06″

記載例）

本工事は、ハッ場ダム管理支所管内において、舗装や防災施設の伐木等の維持修繕工事を行うものである。

- ・舗装工 2, 000m²
- ・除草工 24, 000m²
- ・立木伐採工 32, 200m²
- ・雑工 1式

第8条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印

- 注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
- 注意 2) 所属会社の写真とする。

第9条 調査・試験に関する協力

1. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事 においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は利根川ダム統管理事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。（別紙様式—0）

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表—1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表—2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表—3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表—4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表—5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表—6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表—7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表—8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第10条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式—15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 1 1 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 1 2 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 1 3 条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第14条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第15条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリスタンスを考慮するものとする。

ウィークリスタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第16条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第17条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議

書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第18条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第19条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第20条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1. 受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度As(20)	表層[車道]

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

2. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
ご	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

3. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

4. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 2 1 条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号)第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第 2 2 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 7 年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和 7 年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第23条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、[〈https://www.jcomsia.org/kokuban〉](https://www.jcomsia.org/kokuban)。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのももよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第24条 ICT活用工事（舗装工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT 施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICT 施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けて ICT 施工技術を活用した工事（ICT 活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT 活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT 施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事という。

対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事または、舗装を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、舗装工以外の工種に ICT 施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下 4～8 により ICT 施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することとし舗装工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関する ICT 施工技術の活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～4)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が効率的と判断された場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。

1) 3次元MC建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

但し現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点 m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)とし、以下1)2)から選択(複数以上可)して実施するものとする。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下1)～2)を原則とするが、現場条件等により以下3)～4)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) TS等光波方式を用いた出来形管理

4) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第25条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第26条 ICT活用工事の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工及び付帯設備設置工に関するICT施工技術の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ICT活用工事（舗装工）積算要領

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、

出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・ 共通仮設費率補正係数：1.2

・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1) 2) とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第27条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第28条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(1) 洋式（洋風）便器

- (2) 水洗及び簡易水洗機能
(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス
(女性用トイレに必ず設置)

- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場
(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所ですべて計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費

(率)を充当することができる。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費(率)を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第29条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準(案)(令和6年2月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

6. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

7. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工期においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工期は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第30条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以

下、「認定技術者」という)として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という)として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という)を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。

- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第31条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第32条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル(河川部運用案)【架空線等上空施設編】(平成28年12月 関東地方整備局 河川部)」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。

(http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gi_jyutu/index00000000.html)

第33条 環境対策

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第34条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第35条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第36条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

（1）仮設備関係

環境負荷の低減を実施するものとする。

（2）営繕関係

現場事務所の快適化を実施するものとする。

（3）安全関係

盗難防止対策（警報機等）及び避暑・防寒対策を実施するものとする。

(4) 地域連携

地域対策費等（地域行事等の経費を含む）を実施するものとする。

2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第37条 工期

工期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第38条 工程表

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第39条 週休二日の対応

1. 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制適用工事」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日交替制に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

5. 施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成の場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日交替制の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。また、休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第40条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、ハツ場観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第41条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全ての工事

第42条 概算概略発注

本工事は、概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第43条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 4 4 条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 4 3 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 4 3 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 4 5 条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案) R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要

額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日(国不建第578号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第46条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 47 条 契約後 V E 方式

1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

3. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

4. 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

(2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

- (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
5. 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
6. 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
7. V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。
8. V E提案の審査
- 提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
9. V E提案の採否等
- V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面(別紙様式-5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
10. V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
11. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
12. 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E管理費」という。)を削減しないものとする。
13. V E提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E管理費については、原則として変更しないものとする。
14. V E提案の活用と保護
- 評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
15. 責任の所在
- 発注者がV E提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第48条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組

みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第〇条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第49条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第50条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第51条 建設副産物の受入地

本工事の施工に伴い発生する伐木等については、関係法令等に基づき適切に処理しなければならない。

なお、処理については、下記施設を見込んでいる。

1. 枝葉・幹（屋間施工）

- (1) 受け入れ施設：(株) 群北車輛
- (2) 受け入れ所在地：群馬県吾妻郡長野原町古森 2 2 2 - 5
- (3) 受け入れ時間：8：30～17：30
- (4) 運搬方法：10t ダンプトラック

上記については、積算上の条件明示であり、処理方法、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理方法、処理施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件（や土質）に変更が生じた場合等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第52条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第53条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第54条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定す

る。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第55条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第56条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 材料

第57条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用途	針入度	摘要
表層	40～60	車道

第3章 一般施工

第58条 施工場所等

本工事の詳細な施工場所及び施工方法等については、監督職員よりその都度指示するものとする。

第59条 床掘り

床掘りについては300m³を見込んでいる。また発生する土砂の運搬先は、小倉地先（運搬距離：5.5km以下）を見込んでいるが、監督職員と協議の上数量、運搬先が変更になった場合は契約変更の対象とする。

第60条 除草工

除草作業により発生した刈草等については、集草・運搬するものとする。運搬先はコア倉庫（運搬距離：4.0km以下）を見込んでいるが、監督職員と協議の上数量、運搬先が変更になった場合は契約変更の対象とする。

なお、除草作業に伴い発生する塵芥処理（空き缶、ゴミ等の除去）については当初見込んでいないが、監督職員と協議のうえ必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

第61条 立木の伐採

- 立木の範囲については32,200m²を見込むが、伐採範囲については監督職員と協議するものとする。
- 本工事における伐木は、10本/100m²未満を予定している。なお、現地条件によりこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第62条 雑工

管理上必要な緊急的作業または維持管理上必要な事項が発生した場合は、監督職員の指示に基づき作業を行うものとする。なお、作業は下表に示す内容を見込んでいるが、数量等に増減が生じた場合は変更の対象とする。

工種	作業内容	数量
雑工	管理維持、修繕等	普通作業員 790人

第63条 工事用道路工

運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。

第64条 仮設工

本工事に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

第4章 舗装

第65条 材料

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト量 (%)	摘要
RA②	再生密粒度アスコン	20	5.0～7.0	車道（表層）

第66条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第5章 その他

第67条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第68条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

1. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
 - 1) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - 2) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
- ※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

2. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第69条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第70条 特定外来種の対応

工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第6章 個人情報の取り扱いについて

（基本的事項）

第71条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

（秘密の保持）

第72条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第73条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第74条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

第75条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第76条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

第77条 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

第78条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙-2）を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

(管理の確認等)

第79条 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

第80条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

第81条 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 <input type="checkbox"/> 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 <input type="checkbox"/> 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 <input type="checkbox"/> 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 <input type="checkbox"/> 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 <input type="checkbox"/> 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。 	
用地関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 <input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 <input type="checkbox"/> 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 	
公害関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 <input type="checkbox"/> 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。 	
安全対策関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。 	
工事用道路関係	<p>一般道路を搬入路として使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ■ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 <p>仮道路を設置する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 <input type="checkbox"/> 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。 	第63条
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 <input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。 	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 <input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第51条
工事支障物件等	<input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 <input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 <input type="checkbox"/> 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	<input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 <input type="checkbox"/> 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 <input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 <input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 <input type="checkbox"/> 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 <input type="checkbox"/> 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 <input type="checkbox"/> 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証明者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

別紙様式－0－1

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低価格理由の詳細内容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－0－2

【比較表－1】

積算内訳書の比較表

記入要領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工事名	○○道路改良工事											
工事区分・工種・種別	単位	入札時				元請/ 官積 (%)	工事完成時				備考	
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)			元請(完成時実績)		官積算(最終)※			元請/ 官積 (%)
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－0－3

【比較表－2】

内訳書に対する明細書の比較表

記入要領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工事名	○○道路改良工事													
工事区分・工種・種別・細別	単位	入札時						工事完成時						備考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

別紙様式-0-10

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳		注)消費税抜きで記入してください													
		金額単位:千円													
費目	元請・元請外注	元請	元請外注 合計	業種別											
				1 ○○建設	2 〇〇建設	3 〇〇建設	4 〇〇建設	5 〇〇建設	6 〇〇建設	7 〇〇建設	8 〇〇建設	9 〇〇建設	10 〇〇建設	11 〇〇建設	
① 直接工事費	50,972	17,009	39,993	20,914	1,441	8,600	2,950	0	0	0	0	0	0	0	158
(1) 材料費	25,552	13,632	11,920	5,877	137	4,954	982	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 労務費	15,232	0	15,232	9,290	1,248	2,828	1,730	0	0	0	0	0	0	0	138
(3) 原価費等増損	9,431	2,663	6,768	5,754	99	820	138	0	0	0	0	0	0	0	26
(4) 資材運搬等管理費(管理費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 直接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 特許使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 光熱費(光熱費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 特許料	747	734	1,481	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 間接工事費	19,551	11,895	7,787	1,086	759	3,250	1,080	1,009	220	283	0	0	0	0	0
(1) 共通経費	8,093	4,710	3,358	1,889	120	452	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イ 運搬費	2,385	70	100	1,750	120	448	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 普通車	250	70	100	80	80	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 仮設材①	100	0	100	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 仮設材②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 仮設材③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 敷設材料	150	70	20	80	80	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 橋梁等架設支援工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 橋梁用架設クレーン等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 橋梁用仮設材設置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 積込み及び取り出し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 トンネル用スライドセトル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 建設機械のリース	1,120	0	1,120	880	80	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 特定自動車等(リース)	1,083	0	1,080	820	80	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 自走による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 現場内小運搬	40	0	40	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 建設機械20以上	1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 貨物自動車等による運搬	980	0	980	980	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 自走による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 自走による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 現場内小運搬	30	0	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロ 準備費	899	899	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 準備・測量等	873	873	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B その他	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 事業損失防止施設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニ 安全費	1,373	451	922	24	0	0	0	888	0	0	0	0	0	0	0
安全留置費															
「建設工事の安全対策」について選択															
A 安全管理費	147	123	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 工事区域内全体の安全管理上の監	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 不稼働日の保安員等の費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 標識板、標旗、保安服、防護帽、バック	102	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 等の安全管理設備の設置、除去、補修に要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ した費用	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 夜間作業を行う場合における照明に	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 除排気設備の予防に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 河川、排水工事における敷設管に要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 粉塵作業の予防に要した費用	24	0	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫ 長大トンネル等における防災安全対	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬ 策に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑭ 安全用品等の費用	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑮ 安全委員会等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑯ 国土交通省(運輸)業務に要した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑰ 費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 交通誘導員等	888	0	888	0	0	0	0	888	0	0	0	0	0	0	0
C 飲酒対策安全管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 乗込化等	324	324	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 高圧作業予防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 監視カメラ等・監視設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G ダム爆破・監視費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ホ 役務費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 土地の借上費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 電力用水等基本料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘ 技術管理費	2,700	2,888	12	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 品質管理費等	89	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 特別な品質管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 現場検査費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 品質証明(社内検査)に要した費用	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 各種調査等	320	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 管理図版等	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G その他	1,999	1,999	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ト 労務費	758	843	115	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 建物費	224	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 借上費	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 宿泊費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 労働者送迎費	115	0	115	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 監督員送迎等	85	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 乗込化等	254	254	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G 乗込化等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
I 労働者海上輸送費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リ 技術関係費(電気工事、光ケーブル工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
の場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 補償費															
イ 労務管理費	11,814	7,168	4,421	-80	839	2,359	1,368	111	320	0	0	0	0	0	0
ロ 安全対策等費用	529	183	345	20	161	151	0	2	0	0	0	0	0	0	0
A 安全対策に要した費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 経理記録等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 相対公債	84	47	1												

様式-6(2)

番 号	項 目 内 容
-----	---------

(1) 設計図書の定める内容と、VE提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等

(2) 提案理由

(3) VE提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

様式－６(４)

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係る所見等)

平成 年 月 日 号

V E 提 案 採 否 通 知 書

○ ○ ○ ○ 殿

支出負担行為担当官
 ○○地方整備局長 印

特記仕様書「○ V E 提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出されましたV E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契 約 締 結 日 :		V E 提 案 項 目 数 : 採 用 項 目 数 : 不 採 用 項 目 数 :
V E 提 案 に 対 す る 「 採 否 」 及 び そ の 理 由		
番 号	項 目 内 容	概 算 低 減 額 : 千 円

(注) 採否に関する問い合わせ先

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

作成時期	工事関係書類				工事関係書類の標準様式(案)(様式No)	作成書類の役割分担		発注者作成書類の位置付け						受注者作成書類の位置付け		工事書類作成媒体の事前協議		備考			
	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示 通知		提出		提示		監督職員へ連絡		監督職員へ納品			電子☆	紙◎	
								発注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品						
作成書類の役割分担	設計審査会で確認	1	【事例】工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-30-7	-	○						○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認		
		2	【事例】関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-30-2	-	○						○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		3	【事例】土壤汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壤汚染対策法第4条1項	-	○	○													土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出	
		4	【事例】概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○	○													令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		5	【事例】概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】占有物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-	○	○													令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		6	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○								○						令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		7	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の件)ものや大規模修正	共通仕様書1-1-1-15	-	○	○													令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 値別の図面修正等について発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)	
工事着手前	契約書類	8	工事請負契約書	-	-	○															
		設計図書	9	共通仕様書	-	-	○														
			10	特記仕様書	-	-	○														
			11	発注図面	-	-	○														
			12	現場説明書	-	-	○														
			13	質問回答書	-	-	○														
			14	工事数量総括表	-	-	○														
	契約関係書類		15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1		○			○										
		16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式-2		○			○										契約書を作成する全ての工事	
		17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3		○			○											
		18	掛金収納書(電子申請方式)	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式-4		○			○										電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。	
		19	建退共証紙受払簿	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○									
		20	工事別共済証紙受払簿	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○									
		21	掛金充当実績総括表	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○									
22		被共済者就労状況報告書	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○										
23		掛金充当書	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○										
24		請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5		○			○												
25		VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6		○				○										契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
26		品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式-7		○			○											契約図書で規定された場合に提出する。	
その他		27	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-4	-		○		○											該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
		28	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-5	-		○		○											該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
	29	建設発生土搬出調査書	特記仕様書	-		○			○												
	30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-		○			○												
施工中	1 施工計画	① 施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	-	○		○										工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。		
			32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	-	○		○												
			33	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○		○												
			34	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	-		○		○											
			35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	-	-		○		○											設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
	2 施工体制	② 施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	-	○		○												・「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について(令和3年3月5日付国官技第319号、国産第16号)に基づき作成する ・建設業及び一次下請人の登録業以外は不要
			37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	-	○		○												
			38	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	-	○		○												
			39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○														
			40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9	○		○												協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
3 施工状況	③ 施工管理	41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9	○		○													
		42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9	○		○													
		43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9	○		○													
		44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9	○		○													
		45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10	○		○												設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要	
		46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	-	○		○					○							設計図書で指定した材料及監督職員から請求があった場合は提出する。	

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

作成時期	工事関係書類				作成書類の役割分担		発注者作成書類の位置付け						受注者作成書類の位置付け		工事書類作成後の事前協議		備考		
	種別	No.	書類名称	書類作成の視覚	工事関係書類の標準様式(案)(様式No)	発注者	受注者	指示		提出		提示		監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆		紙◎	
								受注者	発注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管						
施工中	③ 施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式-11	○												・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
		48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12	○													・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
		49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	-	-	○							○					ASP、電子メールなどにより連絡する。ただし、現道上の工事については「提出」とする。
		50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	-	-	○							○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
		51	工事事務速報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13	-	○							○					事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を速報により速やかに報告する。
		52	工事事務報告書	共通仕様書1-1-1-30	-	-	○							○					事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式-14	-	○												工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求められることがある。根拠資料の添付不要。	
	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	-	-	○												指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。	
	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15	-	○							○						
	56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5	-	○							○						
	57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16	-	○							○						
	58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17	-	○							○						
	59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5	-	○							○						
	60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18	-	○							○						
	61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19	-	○							○						
	62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	-	-	○							○						中間技術検査時にも提出する。
	62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18	-	○							○						
	63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5	-	○							○						
	64	修繕完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21	-	○							○						
	65	部分使用届	工事請負契約書第34条1項	様式-22	-	○							○						部分使用がある場合に提出する。
	66	工期延期届	工事請負契約書第18条~22条	様式-23	-	○							○						工期延期が発生する場合に提出する。
	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24	-	○							○						支給品を受領した場合に提出する。
	68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25	-	○							○						支給品がある場合に提出する。
	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式-26	-	○							○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
	70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27	-	○							○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
	71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式-28	-	○							○						現場発生品がある場合に提出する。
	72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	-	-	○							○						既済部分検査等の際に提出する。
	73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	-	-	○							○						・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
	74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	-	-	○							○						
	75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-	-	○							○						
76	新技術活用関係資料	特記仕様書	-	-	○							○						新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。	
77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29	-	○							○							
78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30	-	○							○							
79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5	-	○							○							
80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-31	-	○							○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-32	-	○							○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
82	品質証明書	特記仕様書	様式-33	-	○							○						・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	-	-	○							○						・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真等の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要	
84	総合評価実施報告書	特記仕様書	-	-	○							○						総合評価実施方法を適用して契約した場合に提出する。	
85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34	-	○							○						自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を築ければ提出できる。1工事につき最大10項目までの提出とする。	
86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	-	-	○							○						・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	-	-	○							○						・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
88	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6	-	-	○							○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
89	再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6	-	-	○							○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	-	-	○							○						「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。	

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工種 (自由記述)	細別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工種 (自由記述)	細別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員PCとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。